

主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人岸本昌己、同荒木重信、同中川内良吉連名の上告趣意のうち、判例違反を
いう点は所論引用の各判例が事案を異にして本件に適切でなく、その余の点は事実
誤認、単なる法令違反、量刑不当の主張であつて、すべて刑訴法四〇五条の上告理
由にあたらない。

よつて、同法四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、主
文のとおり決定する。

昭和五〇年五月二日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	江	里	口	清	雄
裁判官	関	根		小	郷
裁判官	天	野		武	一
裁判官	坂	本		吉	勝
裁判官	高	辻		正	己